

ID: 699

担当部署: 企画総務部 総務課

処分の概要	救護費用の納付命令		
法令名 根拠条項	水難救護法 第15条第2項		
法令番号	明治32年法律第95号		
<b>【基準】</b> 第15条第2項の規定による。 第15条 ②市町村長ハ救護費用ノ金額ヲ船長ニ告知シ期間ヲ定メテ之ヲ納付セシムヘシ			
備考			
設定年月日	平成 27 年 4 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日